

目次

はじめに

PART I 行政書士試験とは？ 1

- 第1章 行政書士 2
- 第2章 行政書士試験 8
 - I 試験概要 8
 - II 行政書士試験の出題科目 9
 - III 今どきの合格ライン（基準点） 15
- 第3章 今どきの行政書士試験対策の落とし穴 18
 - I 60%の正解でいいのに、なぜ合格率が低いのか？ 18
 - II 合格率が低いのは？ 19
- 第4章 今どきの行政書士試験対策の落とし穴から脱する勉強方法 24

PART II 今どきの行政書士試験の出題傾向と その内容及び対策 29

- 第1章 今どきの基礎法学 32
 - I 「法学を学ぶ際の基礎的なルール」からの出題 32
 - II 「紛争解決のための制度」からの出題 36
- 第2章 憲法 40
 - I 「法令の最高法規」の意味 40
 - II 「条文」の正確な言い回しをしっかりと覚える 44
 - III 条文の見方 47
 - IV 「判例」の学習ポイントは最高裁判所の判例 49
 - V 「学説」は重要な論争点がポイント 52
- 第3章 行政法 56
 - I 総論 56
 - II 行政組織法 60

Ⅲ 行政作用法 72

Ⅳ 行政救済法 84

第4章 民法 102

I 総論 102

II 総則 105

Ⅲ 物権 122

Ⅳ 債権 136

V 家族法 162

第5章 商法・会社法 173

I 商法と会社法の意味 173

II 会社の種類とその特徴 175

Ⅲ 株式会社の設立 177

第6章 一般知識等 184

I はじめに 184

II 情報通信・個人情報保護 187

Ⅲ 政治・経済・社会 203

PART Ⅲ 今どきの必勝学習法

211

第1章 独学で合格する 213

I 独学の選択 213

II 独学者のためのお勧めテキスト 215

Ⅲ テキスト以外に合格をするために必要な教材 224

第2章 指導のもとで受験勉強を望む人 235

I 予備校の選択 235

II 通信講座の選択 238

II 合格率が低いのは？

1. 合格率が低い理由① 簡単に合格できそうな情報の氾濫

巷では、「わずか6ヶ月でラクチン合格」、「1日45分の学習で合格できる！」などと、いかにも行政書士試験対策は着手しやすく、短期の学習で無理なく合格できるなどと強調した情報が氾濫している。

かつて筆者も、旧制度（平成17年度試験以前）の行政書士試験対策として、短期間で合格できる方法論に関する書籍を執筆したこともあった。

しかし、全く法律の知識もなく、簡単に合格できる試験であるならば、合格ラインが60%であれば、もっと多くの合格者が出てもいいはずである。

今どきの行政書士試験は、そんなに簡単に合格できるとは絶対に思わないで欲しい。

通常資格試験は、5～6年程度の過去の出題問題から試験の出題領域が分かる。だからこそ受験指導する側は口を揃えて過去問の重要性を説く。

しかし、行政書士試験にはこのことが当てはまらない。過去問を通して出題領域を確定することが困難なのである。実務家でない学者が過去の出題を考慮することなく、法律家としての一定水準を求める出題をするなどの理由から、突然新しい論点を問われたりする。

難しい問題だからこそ、60%以上正解する人が少ないことを物語っている。

Ⅲ 行政作用法

1. 学説からの出題

行政作用法の分類の説明では、行政の活動のあらゆる場面を規定した法律群を行政作用法としたが、行政の活動は実に多様化しており、個々の法律を検討していたら学習にいったい何年かかることになるだろうか。

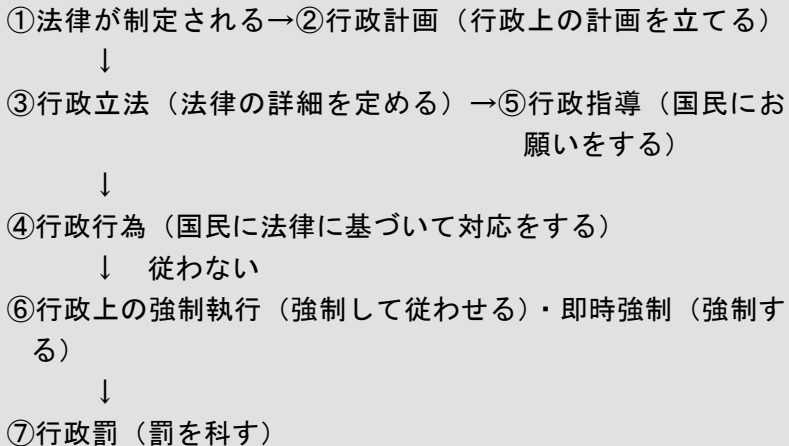
その解決策は、「学説」にある。

学説では、行政の様々な活動についてそれをグループ分けし検討を加えており、試験でもまさにそれが出題される。

例年択一式で3問程度は出題される。

それでは、どのようなグループ分けが行われているのか。次の図を見ていただきたい。

■ 行政作用のグループ分け（主なもの）



まず、①国民の代表である国会で法律が制定される。

そして、②法律に基づいて行政機関が計画を立てることがある。これを「**行政計画**」という（例：都市計画など）。

③法律は曖昧な部分があるので、それを補う「命令」を行政機関が制定することがある。これを「**行政立法**」という。

次に、④行政機関は、法律に基づいて国民に色々な対応をする。これを学説上「**行政行為**」と呼ぶが、この表現は、どの法律の条文を見ても登場しない。通常は、営業の「許可」「認可」という表現や、「処分」という表現が用いられている。

また、⑤行政行為ではなく、法律の根拠がなくても国民にお願いごとをすることも可能である。これを「**行政指導**」という。

なお、行政機関は、行政指導をしても国民はそれに従う義務がないので、⑥の行政上の強制執行などの対応をすることはできない。

次に、行政機関が行政行為を行った結果として、国民がそれに従わない場合がある（例：税金を払わない）。その際⑥の行政上の強制執行として、国民が負うべき義務を行政機関が強制することができる。

このことを「**行政上の強制執行**」という。

また、同じ強制をするにしても、国民が負うべき義務に従うか否かに関係なく行政機関が強制措置を講じることがある（例：警察官の拳銃の使用）。

このことを「**即時強制**」という。

さらに、⑦国民が負うべき義務に従わない場合には、罰金などの罰を行政機関が科すこともできる。これを「**行政罰**」という。

このうち、③**行政立法**、④**行政行為**、⑥**行政上の強制執行・即時強制**の3つがよく試験に出題されるので、これらについて、過去問を検討してみよう。

まず、行政立法の出題例である。

出題例

平成23年度出題（一部抜粋）

行政立法についての次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 省令は、各省大臣が発することとされているが、政令は、内閣総理大臣が閣議を経て発することとされている。
- 3 内閣に置かれる内閣府の長である内閣官房長官は、内閣府の命令である内閣府令を発することができる。

本問は、第2章の憲法で学習した「**I**」**「法令の最高法規」**の意味の「命令」の復習である。

肢1について、「政令」は内閣総理大臣ではなく、内閣が制定するので、妥当ではない。なお、「省令」に関する記述は妥当である。

肢3について「内閣府令」は、内閣官房長官ではなく、「内閣総理大臣」が発するので妥当ではない。

行政立法からの出題は、このような**「行政立法の分類」**の他にも、認められている範囲を超える「行政立法」が行われた場合にどうなるかなどについて、「判例」が出題されることがあるので、**「行政立法」の最高裁判所の判例**にも注意が必要である。

II 独学者のためのお勧めテキスト

1. 基礎法学

基礎法学は例年2問しか出題されないので、わざわざテキストを購入する必要はないかもしれないが、まずは法学の基本を学びたいという方に勧める。

・「法学」(弘文堂)(高橋雅夫 著)

本書は基礎法学で必要とされる知識を網羅しているだけでなく、憲法・民法・行政法・商法・個人情報など基本事項について網羅的に解説しているため、行政書士試験の入門書としてうってつけの内容である。

法律の概要を知るだけのために、読みやすそうな1冊本として行政書士試験対策テキストを読むなら、基礎法学対策として本書を読むことをお勧めする。

2. 憲法

憲法の基本書として定評がある。

・「憲法」(岩波書店)(芦部信喜 著、高橋和之 補訂)

本書は、通説的見解により、1冊で憲法的全範囲を網羅しているため非常に学習しやすいのが特徴である。重要な判例もそのほとんどが網羅されているので、お勧めの1冊である。

その他にも内容的に充実したテキストがあるが、択一式5問、記述式1問という行政書士試験の傾向を考えると、本書以上の分量のテキストはあまりお勧めできない。

3. 行政法

行政法は、行政書士試験でのメイン科目であるため、一番力を入れて学習をしなければならない。

そこで、お勧めするのは、以下である。しかし、いずれにしても「地方自治法」の記述が薄いので、別途個別の対策をしなければならない。

① 「行政法」(弘文堂)(櫻井敬子・橋本博之 著)

行政書士試験で問われる行政作用法及び行政救済法を中心に、行政組織法についても言及し、しかも1冊で完結させている優れたテキストである。

また、本書をテキストとして使用するのであれば、テキストにリンクした以下の判例集が刊行されているので、併用すると効率的な学習ができる。

・「行政判例ノート」(弘文堂)(橋本博之 著)

あと、もう1冊お勧めのテキストがある。

② 「行政法」(有斐閣)(宇賀克也 著)

本書も、行政書士試験で問われる内容を1冊に完結させたテキストである。

同じ筆者が別途3分冊のテキストを執筆している(行政法概論 I・II・III (有斐閣))が、行政法は重要科目であってもこの3分冊を読破することが至難の業である。

今どきの行政書士試験対策には1冊にまとめられた本書で十分